⑶　調達案件の仕様等　実施要項及び入札説明書による。
⑷　履行期間　契約締結日から令和５年３月31日までの間。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札金額は、業務委託内容に基づく業務区分ごとの「単価」に３年間予定数量を乗じた「３年間予定金額」と「総合計」金額をもって見積もることとする。
　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、本契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。（ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）
⑷　仕様書で定める業務に応じて、次の①から⑯の資格を全て有する者であること。１者で下記①から⑯のすべての資格を有していない場合は、それぞれの資格を有する複数者でグループ協定を締結する前提で、競争に参加することができる。
①　「物件調書作成業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、あるいは令和元・２・３年度（平成31・32・33年度）財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であるとともに、宅地建物取引士（宅地建物取引業法第18条）の資格者を有する者であること。
②　「地下埋設物調査業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」、「建設コンサルタント」又は「地質調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
③　「土壌汚染調査業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「地質調査」又は「計量証明」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは令和元・２・３年度（平成31・32・33年度）財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であるとともに、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき指定調査機関に指定されている者であること。
④　「ライフライン調査業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」、「建設コンサルタント」又は「地質調査」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
⑤　「アスベスト調査業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「建設コンサルタント」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「建築一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和元・２・３年度（平成31・32・33年度）財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であるとともに、建築物石綿含有建材調査者あるいはアスベスト診断士（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者）の資格者を有する者であること。
⑥　「測量業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「測量」又は「土地家屋調査」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
⑦　「ＰＣＢ調査業務」を行う者は、令和元・２・３年度（平成31・32・33年度）財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
⑧　「巡回業務」を行う者は、令和元・２・３年度（平成31・32・33年度）財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
⑨　「草刈・保守業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和元・２・３年度（平成31・32・33年度）財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
⑩　「柵設置業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
⑪　「看板作成設置等業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和元・２・３年度（平成31・32・33年度）財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
⑫　「樹木伐採業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
⑬　「投棄物等撤去業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「造園工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和元・２・３年度（平成31・32・33年度）財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
⑭　「巣撤去等業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは令和元・２・３年度（平成31・32・33年度）財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
⑮　「流出土砂撤去等業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
⑯　「建物開口部閉鎖業務」を行う者は、令和元・２年度（平成31・32年度）財務省東海地区競争参加資格「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。